

三位一体改革について

基本的な考え方

公共事業

非公共事業

平成16年10月26日

環境大臣 小池百合子

基本的な考え方

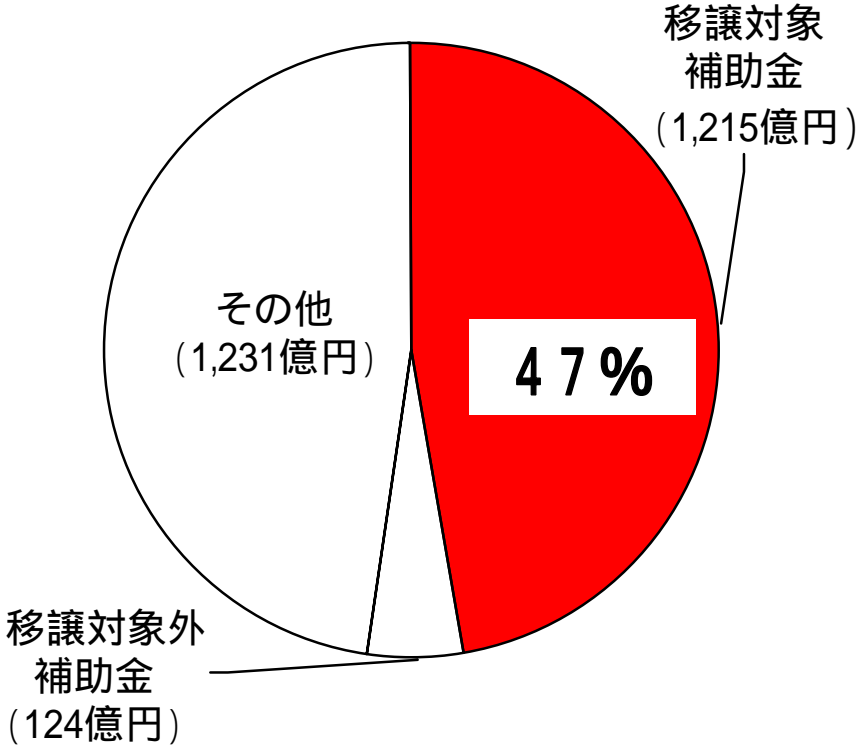
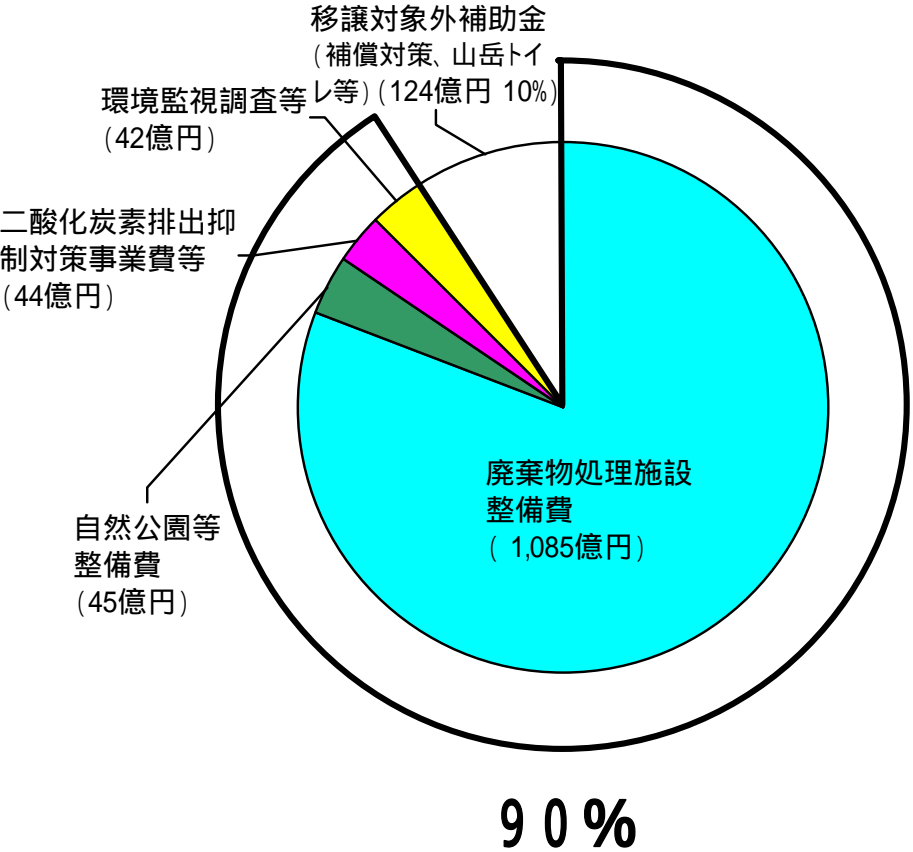
脱温暖化社会、循環型社会を目指して、経済社会システムや生活スタイルを変革していくことが不可欠である。

< 環境行政の目指す方向 >

- 1 . 世界のモデルとなる先進的な施策を推進。
- 2 . 環境問題のより広域的、国際的な広がりに対応するとともに、地域住民と一体になった取組が必要。
- 3 . 地域の創意工夫を生かし、国と地方が対等の立場で、協働して施策を推進。

このような変革の第一歩を踏み出すためには、国と地方が一体となり、前向きに取り組む仕組みを作っていく必要がある。

地方六団体の案



移譲対象補助金
(1,215億円)

地方公共団体向け補助金
(1,340億円)

移譲対象補助金
(1,215億円)

一般会計
(2,571億円)

・公共事業

地方ができるものは地方に任せつつ、国と地方が一体となって推進すべき分野について前向きに取り組むことができるよう、補助金改革を行う。

(1) 廃棄物処理施設整備

3Rにつながらない単純焼却や直接埋立は対象から除外。

単独市町村で完結する施設整備は地方に任せ、広域的な観点からの循環型社会の形成に重点化。

3Rを総合的に推進するため、地域で目標を定め、これを実現するための政策パッケージに掲げる事業を対象にした「循環型社会形成推進交付金」を創設。

国と地方が「協議会」を作り、構想段階から協働して施策を推進。

(2) 自然公園等整備

国と地方の役割分担を明確にする観点から、

国立公園については、補助金を廃止し、国の直轄事業として実施する。

国定公園等については、現行の補助金を交付金化して、地方の裁量性を高める。

県立公園等については、補助金を廃止し、地方に委ねる。

(注) 3R:リデュース(減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

改革案の概要（公共事業）

（単位：億円）

現行制度		対 応	改 革 後
補 助 金	平成16年度 予 算 額		
(1) 廃棄物処理施設整備	1,085		
ごみ処理施設(1/4)	684	廃 止— 単純焼却等・単独市町村分 交付金化— 3R・広域分等	循環型社会形成推進交付金(概ね1/2程度)
し尿処理施設(1/3)	100		
浄化槽(1/3)	257		
廃棄物処理センター等(1/4)	44	・直接補助へ移行	——
(2) 自然公園等整備	45		
国立公園(1/2)	24	・直轄事業へ移行	——
国定公園等(1/2)	14	交付金化	自然環境整備交付金(概ね1/2程度)
県立公園等(1/3)	6	廃 止	——

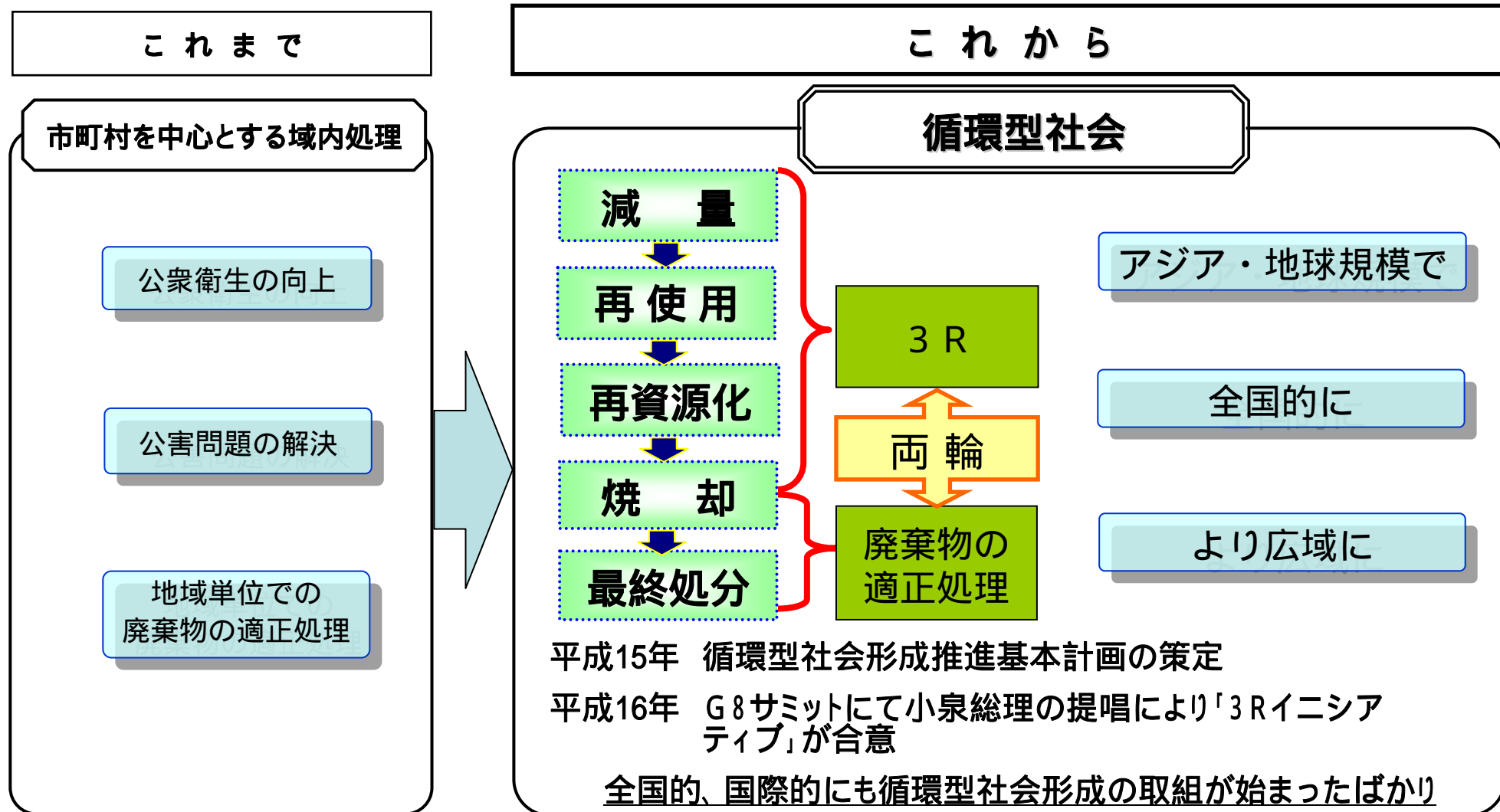
(注1) 括弧内は、主たる補助率又は交付限度額である。

(注2) 計数は、環境省所管分であり、地域計上分を含まない。

(注3) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(1) 廃棄物処理施設整備

「公衆衛生の向上、公害問題の解決」から「循環型社会の形成」へ廃棄物・リサイクル行政を転換。



(注) 3R:リデュース(減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

廃棄物処理施設整備費補助金を廃止し、広域的な観点からの循環型社会の形成を図るための新たな制度(「循環型社会形成推進交付金制度」)を構築。

	単独市町村	複数の市町村
単純焼却 直接埋立	補助金廃止	補助金廃止
3 R の推進に 資する事業・ 最終処分	補助金 廃止	<p>循環型社会形成推進交付金</p> <p><u>再資源化施設</u>：可能な限り再使用・再生利用</p> <p><u>熱回収施設</u>：高効率な発電・熱供給</p> <p><u>浄化槽</u>：経済的・効率的な生活排水処理</p> <p><u>污泥再生処理施設</u>：し尿、浄化槽污泥、生ごみなどを高度処理により資源化</p> <p><u>最終処分場</u>：安全で信頼性の高い最終処分</p> <p><u>循環型社会活動推進事業</u>：廃棄物の排出を抑制するための普及啓発、資源回収 等</p> <p>浄化槽については、国土交通省及び農林水産省と共同で、「污水处理普及対策助成金（仮称）」を要求中</p>

循環型社会形成推進交付金制度は、関係地方公共団体と国が「協議会」を作り、構想段階から協働して施策を推進。国と地方は概ね同等の負担。

現 行

廃棄物処理施設整備費補助金

国

支援

市町村

個々の施設整備

改 革 案

循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進協議会
～ 国と地方が対等な立場で参加～

循環型社会形成推進地域計画

3 R 実現のための目標
(例)

減量化	一人一日当たり家庭・事業所から排出するごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

目標を実現するための政策パッケージ

各種事業の実施による循環型社会の形成

循環型社会形成推進交付金

広域的な観点から循環型社会の形成を図るため、地域で3Rに係る目標を定め、これを実現するための政策パッケージに掲げる事業を、国と地方が一体となって推進。

交付先: 複数の市町村（沖縄、離島等及び浄化槽整備が特に必要な地域に限り、単独市町村）

交付対象事業: 3Rの推進に資する事業（普及啓発・資源回収等の事業も一定範囲内で対象）
単純焼却や直接埋立は対象外

手続き:

循環型社会形成推進協議会において、循環型社会形成推進地域計画を策定。当該計画は、廃棄物処理法の基本方針に示す考え方に沿ったものとする。

当該計画を取りまとめに当たっては、市町村に設置された廃棄物減量等推進審議会の意見を反映。年度ごとに交付金を交付。

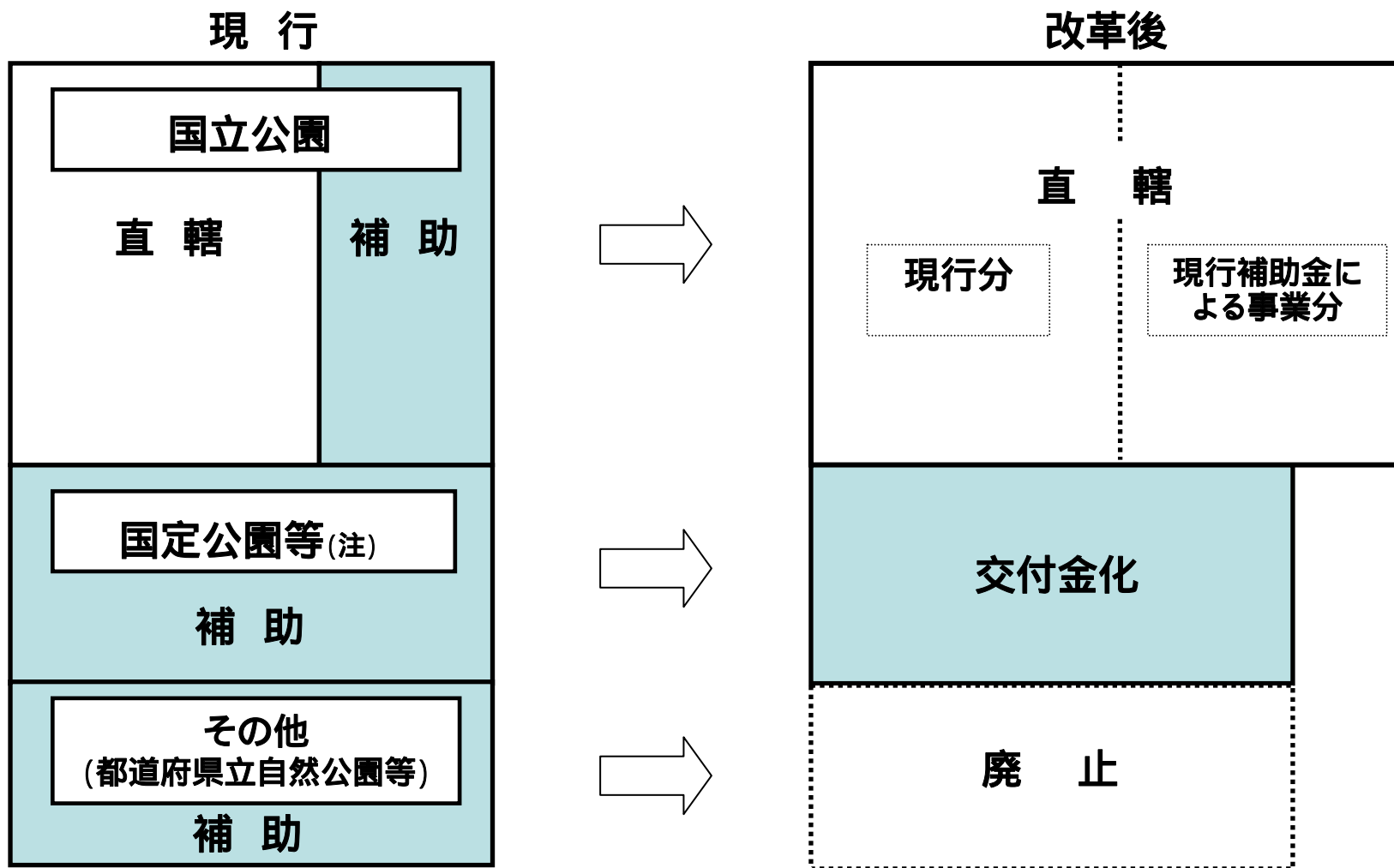
定期的に推進協議会にてフォローアップ。

交付限度額: 各事業費の合計額の概ね1 / 2程度

廃棄物処理センターが行う施設整備事業、広域臨海環境整備センターが行うフェニックス事業については、当該交付金制度とは別に、日本環境安全事業(株)が行うPCB処理施設整備事業と同様、事業実施主体に対し直接補助を行う。

(2) 自然公園等整備

国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方の創意工夫を生かして自然と共生する地域づくりを更に推進。



(注) 「国定公園等」には、国が設定等した長距離自然歩道等の事業を含む。

自然公園等の整備例



自然再生



植生復元



ビジターセンター



歩道



トイレ

・非公共事業

補助金改革の対象とすることが適切でないものを除外し、及びその他は地方の裁量性の高い交付金化を図る。

改革案の概要（非公共事業）

(単位:億円)

現行制度		対 応	改 革 後
補 助 金	平成16年度 予 算 額		
(1)補助金改革の対象として適切でないもの	48		
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等(1/2)	44	「同化・定着・定型化」したものとは言えない (財源は「石油石炭税」であり、税源移譲の対象外)	
自然公園区域の民有地の買上に係る元利償還金等補助金等(1/2)	4	「特定地域の特別の事情により講じられているもの」である	
(2)環境監視関係等(1/3)	38	交付金化	地域環境監視交付金(1/3)

(注)括弧内は、主たる補助率又は交付限度額である。

1. 補助金改革の対象として適切でないもの

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等

温暖化対策の起爆剤としてスタートしたばかりであり、「地方公共団体の事務として同化・定着・定型化」したものとは言えない。

また、補助金の財源は、全国的な観点からのエネルギー・環境政策のために徴収されたもの（石油石炭税）であり、地方の自由な財源とすることは趣旨に沿わない。

(事業例)



先進的な太陽光発電の集中設置



木質バイオマスの利用

(2) その他

自然公園区域の保護に必要な特定の民有地の買上に係る元利償還金等補助金
NOX・PM法規制地域等のディーゼル微粒子除去装置の装着推進補助金
ダイオキシン類で汚染された土壌の除去・処理等対策補助金

優れた自然環境を有する地域の買上など「特定地域の特別の事情により講じられているもの」である。

2. 環境監視関係

大気、水、土壌、野生鳥獣などの環境監視・調査を総合的に推進するため、関係補助金を一つにまとめて交付金化し、地方の裁量性を高める。

環境媒体毎の補助金

大気汚染、水質汚濁の常時監視・調査

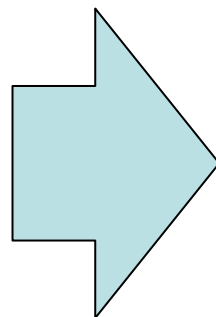
必要な機器の賃貸借及び保守

水域類型指定のための調査

土壌汚染状況の監視・調査

地盤沈下の監視

野生鳥獣の保護管理



地域環境監視交付金

全国的な
環境監視を継続

地方の裁量により
弾力的執行が可能